

京都市告示第 160号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成21年6月15日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
久世30号線	南区久世築山町173番地の4地先から	旧	メートル 17.00	メートル 3.00 ~ 3.45
	同町213番地の2地先まで	新	51.00	4.00 ~ 16.00

(建設局土木管理部道路明示課)